

平成30年度 第2回北海道自立支援協議会 議事録

開催日時：平成30年8月28日（火）18:00～19:00

開催場所：道庁本庁舎11階 共用A会議室

1 開会

（障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹）

ただいまから、平成30年度第2回北海道自立支援協議会を開催いたします。本日は大変お忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。私は、障がい者保健福祉課主幹の岩佐でございます。議事に入るまでの間、進行をつとめさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

つづきまして、本日のご欠席等ではありますが、小野委員、片山委員、小瀬委員、市川委員からは、事前に欠席の連絡をいただいております。

なお、本日の議題につきましては、北海道障がい者条例地域づくりガイドライン一部改正素案に係るパブリックコメントの実施報告についてと北海道障がい者条例地域づくりガイドライン（一部改正素案）についてと、そしてその他の3点について進行させていただきます。次に、本日の配付資料のご確認お願ひいたします。まず資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料2-1、2-2、2-3の3種類、全部で6種類の資料を配布させていただきますので、不足等ありましたら事務局の方にお知らせください。

それではここからの議事の進行は大久保会長にお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

2 議事

【報告事項】

(1) 北海道障がい者条例地域づくりガイドライン一部改正（素案）に係るパブリックコメントの実施報告について

【協議事項】

(1) 北海道障がい者条例地域づくりガイドライン一部改正（案）について

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

それではよろしくお願ひします。では協議事項は少ないですけれども、地域づくりガイドラインの事を始めます。

それでは早速ですけれども、報告事項と協議事項が関連するので、一緒に説明宜しいですか。それでは注意事項の1と協議事項1のガイドラインに関係するものについてお願ひいたします。

しょう しゃ ほけんふくし かせいど みたちしゆさ
(障がい者保健福祉課制度グループ 三田地主査)

私の方から、北海道障がい者条例地域づくりガイドラインの一部改正素案に係るパブリックコメントの実施について、ご報告させていただきます。まず、資料1-1をご覧ください。北海道障がい者条例地域づくりガイドラインの一部改正素案にかかるパブリックコメント等のまとめの結果の内容ということで、こちらに載せていますが、意見募集内容、件数についてですけれども、ホームページですとか、各振興局でガイドラインの一部改正素案等公表して、電子メール、FAX、及び手紙により、意見募集を7月10日から8月9日まで1ヶ月間実施し、個人から11件、団体から5件、合計16件のご意見をいただいております。その他団体等からの意見聴取ということで、この協議会を進めましたガイドラインの検討に対して、ご意見いただいております。検討組織ですとか、障がい関係団体に対しましても個別に意見を聴取しまして、こちらにつきましては11件ご意見をいただいております。意見に対する北海道の考え方の区分別件数ですけれども、区分のA意見を受け修正いたしました部分については11件、区分のBその後の意見、趣旨が同様と考えられるものが7件、区分のC素案を修正してないが今後のスタッフの進め方にサポートするものについては5件、区分のD素案取り入れなかったもの3件、素案の質問についてと区分のEということで1件、合計27件の意見をいただいております。下にございます、いただいたご意見の概要ですけれども、区分Aの意見を修正したものについては、後ほど次の資料の横表の1、2で説明します。そちらは省略させていただき、区分Bとして素案と意見の趣旨が同様と考えられるものについては、相談支援体制の確保について幅広い相談に対応できる様々な窓口が必要ですので、障がいの軽い児童が本人の意思を優先し、できる限り普通学級に通学させるとの表現に変えるべき等のご意見をいただいております。裏のページに記載してございますけれども、区分Cの青の修正してないページも今後の進め方

に参考にさせていただくものということで、障がい者の働きやすいワーク支援等の在宅義務、有償ボランティア制度の導入を地域において積極的に拡大すべき等の意見をいただいております。

次に資料の1-2の横表をご覧ください。資料1-2の横表の資料になりますけども、これが区分Aの意見に基づき変更した内容が記載されております。1つ目としましては、パブリックコメントと自立支援協議会のご意見を踏まえて前書きを追加することとしております。案としましては、中央に記載しておりますけれども、①の中央の案という所ですけれども、地域づくりガイドラインとは、地域づくりガイドラインの目指すもの、地域づくりガイドラインの活用方法について前書きに盛り込む事としております。2つめとしましては今回の改正によって新たに追加した機能になる、意思決定支援の部分についてですけれども、パブリックコメントや自立支援協議会から、表現が難しいといったご意見をいただきましたので、意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益も検討しているという部分も意思及び選好の推定が本人にとって最善の利益となるように検討しているという表現に変更するという案として検討しております。3つ目の部分ですけれども、相談支援体制の確保の機能の中に元々ある部分で、個別支援会議という表現がございますが、現行、個別支援会議という文言が、サービス利用者を対象として使われるものが多いということで、こちらの機能についてはサービスのつながらない障がい者、サービスに繋がる前の障がいのある方の相談支援体制の確保という部分もございますので、この個別支援会議の文言を個別の支援会議という風に修正することとしております。こちらにつきましては地域づくりコーディネーター部会においてご意見があったことによる修正という風になってございます。こちらの地域づくりコーディネーター部会においては、自立支援協議会からも大久保会長にオブザーバーとして、検討ですとか議論、ご参加をいただいております。

次に10ページの下④の部分ですけれども、4つ目として成年後見制度に関する記述として、左の欄に記載ございますが、素案では判断能力が十分ではない障がい者ということになっておりますが、中央に記載ございますように、障がいにより判断能力が十分ではない方という風に変更させていただきます。次のページをご覧ください。5つ目の変更点ということで②のネットワークの構築が今回改めて新たに盛り込む事といたしました。医療的ケア児者に関する機能の部分ですけれども、重症心身障がいや医療的

ケアが必要な重度の障がい者という所について、中央の案の所に記載がございますと
おり、重症心身障がいや医療的ケアが必要な重度の障がい者にもという形に変更し
ております。6つ目の変更点としまして、④の地域コミュニティづくりの推進の項目に、
今回の改正で新たに盛り込む事としました、差別解消法に関する機能について、パブリッ
クコメントを踏まえまして、中央の案の部分に記載がありますとおり、共生社会の実現
目指してという表現にするという案として検討しております。そして、7つ目の変更点と
しまして④の地域コミュニティづくりの推進項目に新たに今回盛り込む事としました、障
がい児施策に関する部分ですけれども、こちらのパブリックコメントや団体の方々から
のご意見を踏まえまして、分かりやすい表現ということでももちろん案がございますように、
下の文が、障がい児の地域社会への参加やすべての人が社会の構成員として普通に支え合
うインクルージョン（包容）を推進しているという表現に変更することとしております。
8つ目の変更点としまして、地域コミュニティづくりの推進の項目に元々あった機能の中
で、障がい者の地域での生活を見守り支援するという部分について、パブリックコメント
を踏まえまして、検針ですとか、集金日の訪問等が可能である水道、ガス、電気などのラ
イフラインに関する事業所についても、協力機関として加えることを検討しております。
そして、パブリックコメントですとか、各団体からのご意見を踏まえて事務局で作成しま
した、ガイドラインの一部改正案については、参考資料の①のとおりとなっております。
こちらについて変更点の概要とも踏まえながら、委員の皆様にご協議・ご意見いただき
たいと思います。ご助言等よろしく願いいたします。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

はい、ありがとうございます。パブリックコメント及び団体からの意見や自立支援協
議会からの意見を踏まえて見直した、ということでした。これについてご質問やご意見が
あればいただきたいと思います。前書きは今回初めてでしたか？

しょう しや ほけんふくし かせいど みたちしゆさ
(障がい者保健福祉課制度グループ 三田地主査)

そうですね。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

ぜんかい なか いけん で つく ほう
前回、この中で意見が出て、作った方がいいんじゃないか、という事で御意見頂いて、新
しく作ってくれたという事ですね。今日は新しい資料をお読みいただいて、それから
でも結構です。

なか だ い いん
(中田委員)

まえ が ばん ところ した ぎよう め ぶ ぶん ほか
前書きの1番の所、下から3行目のルビの部分、あとは他にもちょっとルビの振り方が、
けつこう ぎよう か ところ
結構、行が変わった所とかでずれてたりしているのがいっぱいあるので、このまま出し
て頂くのであれば直した方がいいと思います。

しょう しゃ ほけんふくし か せい ど いわ さ しゆかん
(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

ありがとうございます。

なか だ い いん
(中田委員)

それと中身ですけれども、まずこちらの資料1-2の②、そのパブコメで出た意見のと
ころの中に、意思及び選好の推定がっていう所が含まれる気がして、私ちょっと意味が分
かりづらいなと思ったんですけど、わかりますかね？普通の方が読まれても。下の直しは
いいと思うんですけど、言葉の使い方自体、分かりづらいな、という印象を受けました。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

せんこう つか こと ぼ
選好ですかね。そんなに使わない言葉かもしれませんね。

なか だ い いん
(中田委員)

せんこう すいてい なに
選好の推定、これは何だろう。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

い し けつてい し えん ほう こと ぼ つか
意思決定支援、ガイドラインの方から言葉使ってるんですよね。

しょう しゃ ほけんふくし か せい ど いわ さ しゆかん
(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

ほ ぞく ほか かいせつへん つく
補足なんですけど、このガイドラインの他にですね、解説編というのをこれからまた作

っていく予定なんですけども、そういったのも改訂していく予定なんですけども、その中で引用した言葉の意味ですとか、もう少し肉厚で分かりやすくしていこうかと思ってます。

おおく ぼ かいちょう
(大久保会長)

ガイドラインをさらに解説する？

しょう しや ほけんふくし かせいど いわ さしゆかん
(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

ガイドラインはあくまで、あまり細かく書きすぎると、物事が限定されないか、ということがありまして、逆にその固定概念に縛れないような形で記載されてる文章もあったりしてるんですよ。

おおく ぼ かいちょう
(大久保会長)

せんこう いっぱんてき どういう とき つか す きら えら
選好、なんて一般的にどういう時に使うんでしょうね。好き嫌いを選ぶ？

どうしても書きにくければ、選好を取っても意味が通じますので、意思の推定に意思という中にはご本人の好きなものの部分の選択も含まれてるでしょうから、敢えて選好を取っても通じないってこと無いと思いますけど。より詳しくするという事であればそうなるかもしれませんが。これ言ってるのは、ご本人がちゃんと意思が言えてるんであるなら、その確認をしましょうよ。言えないとしても推定しましょうよ、最善のことをやりましょうよ、という事でもんね。ご意見あれば。

なか だ い いん
(中田委員)

すみません⑥と⑦でパブコメの意見を踏まえるという形で書いてるんですけども、そのパブコメの意見がこっちに載ってないんで。

しょう しや ほけんふくし かせいど いわ さしゆかん
(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

7ページですね。

しゅうせい ご きょうせいしやかい じつげん め ぎ もんごん つい か もと な
修正後は共生社会の実現を目指してという文言を追加したんですけど、元はそれが無く、差別の暮らしづらさの解消を図る事で、ちょっと唐突に始まっていたので、それで共生社会の実現を目指してという部分を、元のいただいた意見もそこに入れてたんですけど

ど、ちょっと長かったということで、一番皆さんに伝わりやすい共生社会の実現を目指してという言葉引用させて頂いた所です。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

とりあえず説明ですけど、いかがですか。

なかだ いいん
(中田委員)

ありがとうございます、わかりました。それで⑦の、すみません、直した文言の読み上げなんですけども、「地域の保育・教育等支援を受け」、と始まっているんですけども、これ主語はなんですか。

しょう しゃ ほけんふくし かせいど いわさしゆかん
(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

これ障がい児ですね。

なかだ いいん
(中田委員)

これすべての児童ではなく、障がい児だということなんです。何か障がい児だと言うことが主に出てこないの。障がい児の、というのは出てくるんですけども。

しょう しゃ ほけんふくし かせいど いわさしゆかん
(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

後段で、障がい児の地域社会の参加という事で、障がい児という言葉が出てくるので、そこに障がい児と出てくるとくどいので、ここはもう障がい児に関する支援の話なので、主語の部分はわかるかな、とそういう話を頂きまして、地域社会の参加の部分で、障がい児の、という事です。障がいの有無に関わらず、ということなんですよね。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

いかがですか。

なかだ いいん
(中田委員)

ここでいう支援というのは、障がいのあるお子さんが受けた特別な支援と言うことです

か？

しょう しや ほけんふくし かせいど いわ さしゆかん
(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

ふ つうがつきゆう
普通学級におけるサポートですとか。

なか だ い いん
(中田委員)

イメージとして支援という言葉で、全てのお子さんが、障がいの有無に関わらず、地域の保育や教育を受けてともに成長する、みたいな事なのかな、と最初に思ったものですから。こうなると障がい児全ての児童かな、と思ったもので。そういう意味では無いということですね。

しょう しや ほけんふくし かせいど いわ さしゆかん
(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

もともとしょう じ
元々障がい児が、という事で始まっていたので。道の障がい福祉計画から引用してきているんです。

なが い い いん
(永井委員)

ばん ところ はん だんのうりよく じゆうぶん しょう しや しゆうせい けつ か しょう り ゆう
4番の所で、判断能力が十分でない障がい者について、修正の結果、障がいを理由として判断能力が十分で無い方、としているのですが、さっきの表現で差別的と感じた方は、これも差別的と感じるようになるのでは無いかと思うんですけど。表現方法も含め、意思決定支援の障がい者が判断能力が十分でないという考え方を含むと思うのですが。

しょう しや ほけんふくし かせいど いわ さしゆかん
(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

これは成年後見制度の考え方から持ってきているんですけども、大本にある考え方は、障がいのある方のうち、判断能力が十分で無い方について、社会的に経済的に不利益が被ることの無いように、成年後見制度とかの制度を使ってみましょう、という事なんですけれども、元々はそういった意味で記載させてもらったんですけども、この文書ですと、障がい者全体が判断能力が十分で無い、という風に読み取れるかな、という風に思いまして、そこでですね、障がいを理由として、判断能力が十分で無い方と言うことで、あくまで全員じゃなくて、障がいのある方のうち、判断能力が十分で無い方と言うことで、

修正しゅうせいさせてもらったんですね。で、この言い方い かたなんですけれども、国くにの色んな通知いろ つう ちですとか、計画けいかくの中で、直した方なか なおの言い方ほう い かたで表現ひょうげんされることが多くて、実は元々おおの文書じつ もともと ぶんしょの方が、あまり使つかわれていない表現ひょうげんだったと言うこといで、修正しゅうせいさせていただいた、と言うのがあ
ります。

なが い いん
(永井委員)

意見い けんを出した方が例文だ かた れいぶんとして挙げてるのは、判断あに支援ほんだん し えん ひつようを必要しやうとする障しやがい者しやとなっ
ているので、やっぱり支援し えんが無い方なも判断能力かた ほんだんのうりよくが十分じゅうぶんでないと言いうことを含ふくんでいたのか
な、と思おもっていました。

しょう しゃ ほんふく し かせい ど いわ き しゅかん
(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

このガイドラインを作つくったのがですね、市町村し ちようそん たいに対してのガイドラインと言いうことで、
成年後見制度せいねんこうけんせい どの利用促進法り しようそくしんほうができて、促進法そくしんほうの中では、市町村し ちようそんに地域ち いきで成年後見制度せいねんこうけんせい どを必
要ひつとされている方かたをサポートするようような、ネットワークですとか仕組みし しくみを作りつくりなさい、と言
うことが言いわれていたので、成年後見制度せいねんこうけんせい どの方ほうから文言もんごんを引ひっ張ばって来きた方ほうが理解り かいを得えや
すいのか、と言いうことであつかえて使つかわせてもらった所ところです。

なが い いん
(永井委員)

わかりました。成年後見制度せいねんこうけんせい どの方ほうで判断能力ほんだんのうりよくが十分じゅうぶんでないと言いうことがありますので、
わかりました。あと、もう1個こなんですけれども、前書きまえ がに含まふくまれてるんですが、1番ばんの地域ち いき
づくりガイドラインとは、の所ところで、上う えから3行目ぎようめに、例え障がいたと しょうがいがあっても住すみ慣なれた
地域ち いきで暮らし続つづけたいというのは誰だれもの願ねがいでありかって書かいていて、地域生活ち いきせいかつの促進そくしんとい
う意味い みで言えばその通とおりなんだろうと思おもうのですが、住すみ慣なれた地域ち いきで暮らし続つづけたい、
というのが誰だれもの願ねがいなのか、というか、新あたしい土地と ちで暮くらしてもいい訳わけですよ。なの
で、住すみ慣なれた地域ち いきという表ひょう現げんが必要ひつようなのか、ちょっと疑問ぎもんを感じかんじています。

おお く ぼ かいちよう
(大久保会長)

住すみ慣なれた、がいるかどうか。

なが い いん
(永井委員)

あた ち いき きよじゆう ば く おも
新しい地域を居住の場として暮らしてもいいのでは、と

おお く ぼ かいちよう
(大久保会長)

しゆし おな おも ひようげん し かた なに いけん ふう
趣旨は同じだと思うんですけど、表現の仕方が。何か意見ありますか。もっとこういう風
に言い換えてもいいんじゃないか。

いしやま いん
(石山委員)

ちいき く つづ ひようげん よ あたら と ち
地域で暮らし続けたい、の表現で良いのではないのでしょうか。また新しい土地だろ
うが、今の住んでいる所だろうが、地域は地域なので。

しょう しゃ ほけんふくし かせいど いわ さ しゆかん
(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

このガイドラインができた時は、各市町村で障がいのある方の困り事を受け止められ
るような相談支援体制を整備しましょう、ということに一番重きを置いていたんですが、
そういった中で、例えば社会資源が偏在していて、我が町にそういったものが無い、とい
った時にも、各町が関係者集まって、話し合っ、何が不足していて、どうやったらそう
いった方達を支えていけるのか、見直しをしましょうと言うことで、その材料としてガイ
ドラインがあるという風に位置づけられております。あえてこの住み慣れた、と書いてあ
るのは、仮にそこにサービスが無くて、違う地域に行かざるを得ない方がいるとしたら、
それは地域で結局住んでいても、実は選択が無くて、結局違う地域で生活せざるを得な
い、というような事があるかと思うんですよね。そこで住み慣れた、という言葉が当時
から使っているのかな、と考えていますけれども。

わがつま いん
(我妻委員)

わたし ひようげん よ おも うら かえ す な
私もあえて表現はこのままで良いと思うんですよね。裏を返すと、じゃあ、住み慣れ
た地域で暮らすことができないのか、という事も含んでいる訳ですから、それは差別や偏見
だったり、サービスの部分が足りなかったりだとか、住み慣れた地域じゃなくて、もうち
よっと大きくてサービスの充実しているような所に引っ越したとか、人口が多くて逆に
言うと、差別や偏見がちょっと薄まるような所に移らざるを得ない、という状況がまだ

まだありますので、ここはあえてこれをこのままでいいんじゃないかと思うんですよね。もちろん永井委員がおっしゃるように選択できるというのはもちろん大前提であると思えますね。その前に改めてまた私たちの町の中に改めてどうなんだろう、という所では、これは書いておいてもいいんじゃないかなと思います。

たかや い いん
(高谷委員)

私も毎月、地域から何百人と人口減少になっている地域に住んでいるので、この住み慣れた地域で、という言葉は入れておいて頂きたいな、と思ってるんですよね。この言葉があったから、相談支援体制も地域の中で進んできた、とおもっていますので、地域づくりコーディネーターを初めとして、資源が無いけど地域の中で、みんなで何とかして支えよう、というのがこの言葉に含まれているのでは無いかな、と思います。これは私もあえて残して頂きたいと思います。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

おくむら い いん
奥村委員とかどうですか？

おくむら い いん
(奥村委員)

前書きの部分なんですけど、～のいわばめざす究極の目標は、という所なんですけど、究極って意味がちょっとわかんないんですよね、。あと、資料1-2の⑦の障がい児の地域社会への参加や、全ての人が社会の構成員として、の所で、社会の一員としてと直して欲しいんですけど。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

わかりました。住み慣れた地域で暮らす、の所では何かありますか。

おくむら い いん
(奥村委員)

このままで良いと思います。

なが い いん
(永井委員)

そういう思いがあるという事がわかりましたので、このままで良いと思います。

やまさき いん
(山崎委員)

住み慣れた町で暮らす、というのはうちのキャッチフレーズで、20年前に始めた言葉で、広まったんですよ。この住み慣れた、という所は、実は住み慣れない所に行かざるを得ない方々の事を考えて言った言葉、という事と、今の日本の障がいのある人も貧困の人も、その方達の課題が、他人事では無い、って事の表現になるかもしれないな、って思っ
て、裏があるというか。でもっと言えば、前書きがもっと読みやすい方がいい。これお年寄り読めないです。もっとわかりやすく、端的に書いて頂いたら嬉しいな、っていう感じが。
奥村さんもおっしゃったけど、読むの大変だったでしょ？

おくむら いん
(奥村委員)

ちょっとハテナの所が…難しいです。

やまさき いん
(山崎委員)

前書きってこういうものでしょうか？

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

住み慣れた地域での所で残してもいいのでは、と意見があって、趣旨としては選ぶのはもちろんですけど、って事ですよ。あと前提としてももう少し鋭意なわかりやすい言葉に入れ替えた方がもっといいかな、っていう形ですね。一つは、これ読む方が想定として市町村ですか？市町村職員であればどうですか。

やまさき いん
(山崎委員)

じゃあ、いいかなと思います。

しょう しや ほけんふくし か あずまか ちよう
(障がい者保健福祉課 東課長)

市町村職員に読んでもらうって事で今回前書きの方作ったんですよ、項目だけ羅列したもの見てもどうなのか。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

市町村職員がこれを見ても、地元の障がいを持っての方には説明しなきゃいけないことも出てくるから、やっぱりそれを想定すると、ある程度わかりやすい、っていうのは大事かもしれないですね。

しよう しや ほけんふくし か あげま か ちよう
(障がい者保健福祉課 東課長)

このガイドライン自体は、市町村にお配りしようと思っっているので、これをベースにしたと思っっているんですけども、どちらにしろ、これをHPでも公表しようと思っっていますので、その際には一般の方にも見て頂く事になるので、ガイドラインとは、みたいな所はHP上で今のお話のように、簡易な、語句を減らして説明するような事で載せたいと思っいます。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

これは道の方から市町村に対して、「頑張るべ」というような事で、結構言葉を強めに言うとか、はっきり言うみたいな所もあるので、「究極の」とかいうのも、おっしゃるとおり、あまり使わないけれども、しかし、自分の町で頑張れよ、みたいな事があるのかもしれないですね。これは市町村向け、という所と、さらに解説書もついてる、という事で。それにしてもわかりやすい言葉の方がいいということですよ。

その他、御意見あれば、もうこれで最後ですよ？ガイドラインについて

しよう しや ほけんふくし か じ む きやく
(障がい者保健福祉課 事務局)

はい

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

協議会としては最後という事で。何か意見あればぜひ。

なが い い いん
(永井委員)

参考資料 1 の 4 ページです。⑤の地域の保育・教育等の支援を受け、の次に障がいの

有無にかかわらず、～と、一番下段の3の③のところには、障がいの有無にかかわらず～と書いてあるんです。文字構造を主体にするのであれば、1の⑤が、障がい有無にかかわらず、地域の保育教育等の支援を受け、全ての児童がともに成長できるよう、障がい児の地域の、と言う風になるのか、標記が同じ文言が、障がい有無にかかわらずと使っているので、文頭に来ている所と、文中に来ている所があって、どちらかに統一した方が良いのでは無いかと思いました。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

障がい有無にかかわらず、文中の所在をそろえた方が良いのではないかと、と言うことですね。事務局何かありますか。

しょう しゃ ほけんふくし かせいど いわ さしゆかん
(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

先ほど中田委員から、⑤について御意見頂いた時に、この主語は何だってなった時に、障がい児ですとなったので、障がい有無にかかわらずを持ってきちゃうと、障がい児で無い子に対する教育等の支援も入ってきちゃうので、そうなるとうまく趣旨が変わってきちゃうので、あくまで主語が、障がい児が教育等の支援を受け、という事があるとすれば、その後続くのは、障がい有無にかかわらずと繋がるので、この場所でいかせて頂きたいな、と思います。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

⑤の所、頭に障がい児が、と入れちゃって、文中の障がい児取っちゃっても意味通じないですかね。障がい児が、から書き始めて。意見ですけど。いずれにしても1の⑤は意見が出てますので、工夫が必要かもしれないですね。趣旨は皆さんに伝わってると思うんですけど。

やまさき いいん
(山崎委員)

これ、大きな目指す姿のところで、障がい、障がい者に対するとある訳だから、何について障がい児に決まってるんじゃないですかね。要するに大項目があって、小項目になつてく訳だから、何について書いてるのかって明らかじゃないですか？だからあえて

障しょうがい児じのいって入れなくても、障しょうがいあるおこ子こさんの事こと言いってるんだな、って文脈ぶんみやくとして通とおるんじゃないかな、って思おもうんですけど。もしかすると障しょうがいの有う無むにかかわらずっていうのがくどいのかもしれない。

おおくぼかいちよう
(大久保会長)

かんれん
関連するところでもそれ以外でも何か御意見あれば

なかたいいん
(中田委員)

伝えたい言葉としては、障しょうがいの有う無むにかかわらず、全すべての児じ童どうが共ともに成せい長ちやうできるよ
う障しょうがい児じはこういう教きやう育いくを受うけ、地ち域いきに参さん加かすることだよ、という事ことに繋つながられば全ぜん然ぜん
ストンと落おちるかな、という風ふうに、ちよっと長ながくなってしまうんですけれども。要ようするに
「有う無むにかかわらず」は「全すべての」にかかると思おもうんで、そこは切きらなくて良よいと思おもうん
ですけど、一いち番ばん最さい初しよに來きてる言ことばはすごく唐とう突とつかな。文書ぶんしよのバらンスがわる悪くなる印いん象しやうがあ
りました。

おおくぼかいちよう
(大久保会長)

なにいけん
何か意見あれば。細こまい文もん言ごんは事じ務む局きよくの方ほうに整せい理りして頂いたいで。ちよっと読よみづらい、伝つた
わりづらいみたいなので、少すこし整せい理りして頂いたいで。おねがいします。

しょう しや ほけんふくし か あずまか ちよう
(障がい者保健福祉課 東課長)

ここは当とう初しよは、障しょうがい児じが地ち域いきの保ほ育いく教きやう育いく等とうと始はじまっている文書ぶんしよだったので、ちよっと
と元もとの所ところにもどりて、あとイんクるーじョんの所ところの言ことばはいみみたいのは加くえて、という
意い見けんを頂いたいでますので、現げん行こうどおり全すべてのひとしやかいのこうせいいん、という事ことで、さっきは一い員いん
という意い見けんもあったんですけど。

いいん じ む きよく
(委員または事務局)

こうせいいん いちいん ちが おくむら せつめい いただ
その構こ成せい員いんと一い員いんの違ちがいを奥おく村むらさんに説せつ明めいして頂いたいで

おくむら いいん
(奥村委員)

構成員こうせいいんという文言もんごんが、ちょっと柔らかやわかくした方がほういいと思おもって、一員いちいんという風ふうにして欲ほしいと思おもったんですけど。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

構成員こうせいいんは硬かたい感かんじがすると。

しょう しや ほけんふくし か あずま か ちよう
(障がい者保健福祉課 東課長)

全すべてのひと人が、とこという事いで言いってるので、意い味みとしては一員いちいんでとこという事ことなんですけど、皆みなさんが、ということことで構成員こうせいいんとこという言ことばばを使つかってる部ぶ分ぶんもあります。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

そこは御意見ご い けんい頂ただいて、検けん討とう頂ただければと思おもいます。

しょう しや ほけんふくし か あずま か ちよう
(障がい者保健福祉課 東課長)

今御意見いま ご い けんい頂ただいて最さい終しゆう的てきな所ところは事じ務む局きよくで整せい理りさせいせていおまだければと思おもいます。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

その他ほかありますでしょうか。

やました い いん
(山下委員)

今いまの所ところ、主語しゆご違ちがいますよね? 市町村しちようそんは、ですすべよね? 全すべての市町村しちようそんは、推すい進しんしてるんですよね? これ全ぜん部ぶ市町村しちようそんは、ここうします、これこはここううう風ふうにつくります、という事ことですよね? ななので主語しゆごは障しょうがい児じが、でではなくてつつ事ことだだと思おもうんですけど。だだから伝つたわらないのかな? っって聞きいてたんですよね。他ほかの所ところは割わりとすっきりしてるのでわわかりやすいんですけど、ここだだけけがちよっとわかりづらいのかなつつて見みえるのかなつて思おもいました。そそこ整せい理りするひつ要ようがあるかなつと思おもいます。

なが い いん
(永井委員)

おおっっしゃらとおりで、最さい初しよは支し援えんを受うけ、が来きちやうので、支し援えんの体たい制せいをとのと整せいえるとかだ

と、どうなんでしょうか。

やました い いん
(山下委員)

だったらまだわかると思います。

おお く ぼ かいちよう
(大久保会長)

ひと ぶん かいしゆ ご で
一つの文に2回主語が出てきてしまう。

しょう しや ほけんふくし か あずま か ちよう
(障がい者保健福祉課 東課長)

いま たいせい ととの ひようげん かんが おも
今の体制を整えるとか表現を考えていきたいと思います。

おお く ぼ かいちよう
(大久保会長)

よろしいですか。それでは議題については終わりにしたいと思います。その他とありま
すけれども、委員の皆様から何かありますか。ご意見ご質問などありましたら。事務局
の方から何かありますか？

しょう しや ほけんふくし か せいど み た ちしゆさ
(障がい者保健福祉課制度グループ 三田地主査)

今後の地域づくりガイドラインのスケジュールについて、簡単にご報告させて頂きたい
と思います。資料の1番最後に、当日配布としておかせて頂いてますけれども、今後のガ
イドラインの改訂のスケジュールについて、来月の議会の方に一部改正案を報告しまして、
10月には正案と言うことで考えております。今後この新しいガイドラインの周知をして
いかないといけない部分については、振興局に障がい福祉圏域毎に設置されております障
がい福祉計画等圏域連絡協議会というものがございまして、管内の市町村で構成されてい
るものになりますが、こちらの方で振興局の方から市町村に説明して頂く事を考えてお
ります。市町村への支援を行っております、地域づくりコーディネーターさんにも関わっ
ていただきながら、設置をしていきたいと考えております。先ほどの議論にもありまし
たが、ガイドラインの解説についても、解説編と道内市町村の各機能の推進事例で構成
されているもので、今後のガイドラインの新しい見直しに伴って、事例の見直しも行っ
ていく予定です。解説編のスケジュールにつきましては、10月のガイドライン本体と併

せまして、解説編の周知をしていきまして、事例については今年度いっぱいの間で各市町村から事例の方を、時間をかけて集めていきたいと思ひます。今年度3月末の解説の正案を目標に事例の収集等進めていきたいと思ひます。周知方法についても、ガイドラインの周知と同様に、振興局の方から各市町村に説明をして頂くと申うことで、考へておひります。以上、事務局から今後のスケジュールを説明させて頂きました。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

ガイドラインを議ひ会にかけるんですね。

しょう しゃ ほんふく し か あずま か ちよう
(障がい者保健福祉課 東課長)

じようれい つく ことになつてゐる指針なので、かけてゐます。

おおく ぼ かいちよう
(大久保会長)

10月くらいから周知されていくんですね。これについてご質問とか。無ければこれで終わりたいと思ひます。

しょう しゃ ほんふく し か せいど いわ さ しゆかん
(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

おおく ぼ かいちよう い じよう だい かい じりつ し えんきよう ぎ かい しゆう
大久保会長 ありがとうございました。以上をもちまして第2回自立支援協議会を修りよう
了したいと思ひます。次回は2月頃を予定しておひります。本日はどうもありがとうございました。